

[事案 22 - 43] 解約取消請求

・平成 22 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

新契約を申し込むにあたり、既契約を解約したが、新契約が成立しなかったため、解約処理を取消し、契約を元に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 21 年 8 月、代理店担当者の提案により保険を見直すこととし、新規契約(収入保障保険、医療保険)を申し込む一方、その 5 日後に従来より加入していた申立契約(平成 15 年加入の医療保険、同 17 年加入のガン保険)の解約請求書を提出した。

ところが、新規契約に関して健康状態に係わる告知内容に不備が存在することによって新規契約がなかなか成立せず、相手方会社の職員の私に対する発言や対応が悪く、「売り言葉に買い言葉」で既契約を解約してしまった。結局、新規契約は成立せず、今回の件によって体調を崩し精神的にも不安な状態となってしまった。

もともと、既契約の解約の申し出は、相手方会社の職員とのやり取りの中で「売り言葉に買い言葉」でなされたものであり、解約する意思はなかった。また、それまで加入していた保険を解約したため、現在何も保険がなく、今回の通院歴により他の保険に加入することも出来ない。既契約の解約処理を取消し、契約を元に戻してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記の経緯に鑑み、解約をなかったものとする正当な理由がないことから、申立内容を受け容れることは出来ない。

- (1) 当社は、保障が途切れないよう新規契約申込の成立まで既契約の解約処理を留保していたが、本件解約は申立人の意思に基づいて行われ、その際、申立人は新契約が成立していないことを承知のうえで、解約処理を先行して行って欲しいことを要望した。
- (2) 新規契約手続きの進行に対する協力を申立人に依頼したが、協力を得られなかったため、新規契約は成立しなかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められず、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記の事実を照らすと、相手方会社の行った本件保険契約の解約処理には法律的な瑕疵は存在せず、道義的な問題も見当たらない。

相手方会社は、解約処理を先行すると、新契約が成立するまでの間、保障のない期間が生じてしまうため、新規契約の成立を条件として旧契約(本件保険契約)の解約処理を行うこととし、旧契約の解約処理を留保していた。

ところが、新規契約に関して申立人が行った健康状態に係わる告知内容に不備が存在したため、相手方会社は追加告知を求めたが、申立人がこれに心ならず、新規契約の成立は延び延びとなっていた。

申立人は、相手方会社の職員の発言や対応に不満を募らせ、同年 9 月、「売り言葉に買い言葉」で、本件保険契約の解約処理を先行すれば、保障の空白期間ができ、新規契約が成立しない可能性もあることを承知しながら、本件保険契約の解約処理を先行させ、解約返戻金を早期に支払うように求めた。相手方会社は、申立人の要求に応じて、2 日後に、申立契約の解約処理を行い、解約返戻金を支払った。

- (2) なお、申立人には、解約処理を求めた当時、本件保険契約を解約する意思がなかったとすれ

ば、本件保険契約の解約申し入れは「心裡留保」(民法93条)^{【注】}に当たることになるが、心裡留保は意思表示(解約申し入れ)の効力を妨げない(解約申し入れは有効である)。また、以上の事実関係に照らすと、相手方会社において、表意者の真意を知り、又は知ることができたとは考えられない(同条ただし書きの適用はない)

【注】心裡留保とは、表示が内心の意思と食い違っているが、そのことを表意者が知っていることで、冗談がその例。

【参考】民法93条(心裡留保)

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。